岐阜市放射線モニタリング計画

岐阜市

平成２５年４月

（平成２６年３月改訂）
（平成２７年３月改訂）
（平成２８年３月改訂）
（平成２９年３月改訂）
（平成３０年３月改訂）
（平成３１年４月改訂）
（令和２年４月改訂）
（令和３年４月改訂）
（令和４年４月改訂）
（令和５年４月改訂）

目　次

はじめに　1

1　モニタリングの対象　2

2　モニタリングの指標値（放射線量が高いと判断する値）
または基準値　2

3　使用する機材　2

4　モニタリング対象毎の測定概要　2～4

5　公表について　4

6　指標を超える値を測定（観測）した場合の措置　5～6

7　緊急モニタリング体制の構築について　6

資料１　放射線測定器一覧　7

資料２　測定場所一覧（平常時のモニタリング）　8～10

資料３　岐阜市モニタリング計画の概要（総括）　11

資料４　ホームページ公表方法（イメージ図）　12

別　添　担当部実施マニュアル　別添 1～11

【はじめに】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、本市においても環境中の放射線をはじめ、食品、飲料水など様々な面から放射能に対する不安が高まり、市民は適切な情報の提供を求めている。

本市では、各種放射線測定器を整備するとともに、平成 23 年 3 月 26 日に開催された岐阜市防災会議において、地域防災計画を改正し、原子力災害対策を新たに規定した。

原子力災害対策では、平常時の放射線モニタリング（監視）により、防災対策に必要となる基礎データの収集にあわせ市民への情報公開をすることとしており、緊急時におけるモニタリング体制などの整備についても求めている。

岐阜市放射線モニタリング計画は、地域防災計画に規定する、原子力災害対策を的確に実施するための指針を示すとともに、市民に対し情報を円滑に開示するために必要な事項をまとめ、本市が行う原子力災害への安全・安心に対する取組みを、明確にすることを目的に策定するものである。

岐阜市

岐阜市放射線モニタリング計画

1　モニタリングの対象

本市が計画的にモニタリングする対象は以下のとおりとする。

（1）大気
（2）食品
（3）飲料水
（4）災害（一般）廃棄物（焼却灰）

2　モニタリングの指標値（放射線量が高いと判断する値）または基準値

（1）大気（空間）

指標値　各地点の過去の測定値の平均値＋（５×標準偏差）μSv/h
（マイクロシーベルト毎時）
（ただし、食品等に付随して測定される場合は 0.23μSv／h）

（2）食品

基準値　食品衛生法の基準に準ずる
一般食品　　100Bq／kg（ベクレル毎キログラム）
乳児用食品、牛乳　50Bq／kg　（ベクレル毎キログラム）
（経済部は表面放射線測定としており、
地表面における指標値は　280cpm：カウント毎分）

（3）飲料水

指標値（管理目標値）放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）10Bq/kg

（4）災害（一般）廃棄物（焼却灰）

指標値　8,000Bq／kg

3　使用する機材

モニタリングに使用する資機材は、資料１に示す資機材とする。

4　モニタリング対象毎の測定概要

（1）大気－1　　【環境部】

ア．　測定時期　１回／月
イ．　測定場所　岐阜市役所庁舎
ウ．　測定機器　NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ
エ．　測定対象　地上高 1ｍの空間放射線量率

(2) 大気－2　　【各教育施設等管理者】

ア．測定時期　１回／月

イ．測定場所　小中学校、幼稚園、保育所（詳細は資料 2）

ウ．測定機器　環境放射線モニター

エ．測定対象　地上高１ｍの空間放射線量率

(3) 大気－3　　【薬科大学】

ア．測定時期　１回／月

イ．測定場所　岐阜薬科大学三田洞キャンパス（詳細は資料２）

ウ．測定機器　電離箱式サーベイメータ

エ．測定対象　放射性同位元素研究施設およびその周辺の空間放射線量率

(4) 食品　　【保健衛生部、教育委員会】

ア．測定時期　①市内流通食品　年４回実施
②給食用食材　年６回実施

イ．測定（採取）場所　①市内流通食品　市内食品販売業者等
②給食用食材　教育委員会の協力による

ウ．測定機器　ゲルマニウム半導体検出器
（衛生試験所で行政検査として測定）

エ．測定対象

①市内流通食品　２検体／回
（実施者が選択する食品）

②給食用食材　３検体／隔月
（うち牛乳　１検体を年２回実施）

(5) 飲料水【上下水道事業部】

ア．測定時期　2 回／年

イ．測定（採取）場所　鏡岩水源地（原水）（詳細は資料２）

ウ. 測定機器　ゲルマニウム半導体検出器（衛生試験所で行政検査として測定）

エ．測定対象　放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）

(6) 災害（一般）廃棄物【環境部】

ア．測定時期　近県の原子力事業所等で異常事象が発生するなど、本市が原子力災害対策のための非常体制を確立した場合又は大気中の空間線量率に増加傾向がみられるなどの事態が生じた時

※バックグラウンドデータとして、１回／年で平常時の空間線量率を測定

イ．測定（採取）場所　ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場周辺

ウ．測定機器　NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びゲルマニウム半導体検出器

エ．測定対象　地上高 1ｍの空間放射線量率、焼却灰のセシウム検査

※ 対象毎のモニタリング方法の詳細は、別添の各マニュアルによる。

5　公表について

（1）　平常時

モニタリングの結果は、適宜、市 HP（ホームページ）で公表する。

市 HP のトップページにモニタリング総括ページを必要により表示する。

各測定値の公表については、総括ページからリンクにより各公表ページで公表する。

《公表方法：大気-1》

・測定点での実測値を公表する。

・過去の測定結果についても公表する。

《公表方法：大気-2》

・全施設の平均値を公表する。

・測定が簡易測定器によるものであり、測定値に誤差が生じる場合がある旨を表示する。

・岐阜県は全国平均に比べ自然放射線（自然界にもともと存在している放射線）が、高い旨の表示をする。

・過去の測定結果についても公表する。

《公表方法：大気-3》

・薬科大学の測定は、RI 施設管理者として維持管理上実施するものであることから、薬科大学 HP で公表する。

《公表方法：食品~~-1~~》

・品目、産地、食品区分、測定値及び検出下限値を公表する。

・食品衛生法の基準値と比較表示するなど、市民にわかりやすい表示に努める。

・測定食材（品目）の選定基準などについても表示すること。

・過去の測定結果についても公表する。

《公表方法：飲料水》

・測定水源系統、水源種別、測定値及び検出下限値を公表する。

・指標値の概要や測定値の比較表示など、市民にわかりやすい表示に努める。

・過去の測定結果についても公表する。

（2）　異常時（異常値を観測した場合）

関係部局、専門家などと協議したうえで、即時広報の必要があると判断した場合、異常値の確認から途中経過及び措置内容並びに特定した原因などを、異常値が測定されなくなるまで、随時、市ホームページで公表する。（マスメディアに対しても発信）

6　指標を超える値を測定（観測）した場合の措置

【基本事項】

各指標（基準）を超える値（以下、「異常値」という。）が測定された場合は、すべて都市防災部に連絡する。

都市防災部は、確認のため再測定の実施など必要な部署に連絡するとともに、専門家（原子力防災アドバイザー）に技術的助言を求め、最優先事項となる原因特定及び拡散被害防止のため、必要な措置を講ずる。

また、異常値測定から最終措置までの公表、広報方法等については、実施部及び都市防災部並びに市長公室が協議のうえ一元化を図るとともに、速やかな公表に努める。

【モニタリング対象毎の対応】

（1）　大気

ア．　測定地点及びその周辺数か所で再測定し、その地点、値を記録するとともに、必要な場合は、異常値が測定された周辺への立入禁止措置を講ずる。

また、通報と同時に都市防災部は、環境部に（緊急）詳細測定を依頼する。

イ．　都市防災部は、関係者にマスク等の着用を指示するとともに、（緊急）詳細測定の結果、改めて異常値が確認された場合、専門家からの技術的助言を受け、必要な場合は、他の測定位置における再度測定など、関係部と協力のうえ異常値が測定された原因を特定する。

ウ．　原因が特定できた際には、周辺への広報にあわせ、専門家に技術的助言を求め、測定値を指標値未満とすることが可能である場合には、早急に除染等の措置を講ずる。

エ．　測定値が 1mSv／h を超えた場合には、文部科学省等に通報する。

（2）　食品

ア．　経済部が実施するモニタリングについては、都市防災部が環境部及び衛生試験所に対し、（緊急）詳細測定を依頼し、詳細な値を把握する。

その他の実施部も含め、異常値が測定された場合は、食品衛生法による法違反食品に対する措置（不良食品回収に係るマニュアルに準じ、回収措置、広報、関係機関への連絡等）を講ずるとともに、種類、回数を増やすなどモニタリング体制の強化を図る。

また、給食にあっては必要な場合、保護者説明会や献立変更等を実施する。

イ．　国等の情報により、放射性物質による汚染が疑われ、又は確認された食品が判明した場合は、類似した生産・製造法等による食品を調査し、保健所長が必要と認める食品を検査する。

(3)　飲料水

ア.　測定値が水道水中の指標値（管理目標値）10Bq/Kg を越えた場合、原因究明（再検査実施）を行い、国、県等に連絡する。

イ.　他の水源系統の検査の必要性について協議し、該当する水源系統の検査体制を強化する

ウ.　関係部局と協議し、摂取制限など必要な措置を講ずる。

7　緊急モニタリング体制の構築について

地域防災計画第 3 章第 36 節「原子力災害対策」における、緊急モニタリングを実施する必要がある場合は、本計画における測定回数や測定箇所の増加により対応するものとする。

なお、岐阜県内のモニタリングポストの測定データ等から、測定者の健康に被害が及ぶような高い放射線量が測定される場合には、専門家の助言を受けるなど、市内の測定の実施について慎重に判断する。

また、平常時のモニタリングについては、緊急モニタリングに備えた平常値の把握はもとより、測定機器の取扱い訓練も兼ねて実施するものとする。

放射線測定器一覧

資料　1

	所持状況				測定目的	測定対象者(物)	測定方法
	部名	規格	測定可能線	台数			
1	環境部	日立アロカメディカル㈱TCS-172B	γ線	1	空間放射線量の測定	空間	生活空間と同じ地上1mの高さで測定
		TCS-172Bシンチレーション式	γ線	1	一般廃棄物処理施設周辺の空間放射線量等の測定	空間等	空間線量を検知
2	経済部	HORIBA PA-1000 RADI	γ線	1		空間	環境空間放射線量率を測定(携帯用)
3	消防本部	アロカ株式会社GMサーベイメータ TGS-121	β線γ線	2	災害現場付近の安全管理	災害現場及び活動隊員	空間線量率両用 (携帯型)
		アロカ株式会社 GMサーベイメータ TCS-1172	β線γ線	1	災害現場付近の安全管理		表面汚染・空間線量率両用 (携帯型)
		ミリオンテクノロジー社 RDS-30	γ線 X 線	7			空間線量率両用 (携帯型)
		富士電機システムズ(株) NSN31042-YYYYY-S	中性子	1		活動現場	環境空間放射線量率を測定(携帯用)
		HORIBA PA-1000 RADI	γ線	3			環境空間放射線量率を測定(携帯用)
		サーモフィッシャーサイエンティフィック社 RadEye-G10	γ線X線	12			環境空間放射線量率を測定(携帯型)
		アロカ ADM-112	γ線X 線	6	隊員の個人被ばく線量測定	活動隊員	個人被ばく線量を測定 (携帯型)
		富士電機 警報付個人線量計DOSEi-γ	γ線X 線	66	職員個人の被ばく線量測定	活動職員	個人被ばく線量を測定 (携帯型)
		日立アロカメディカル株式会社 MY DOSE miniA	γ線X線	54	隊員の積算被ばく線量を測定	活動隊員	積算被ばく線量を測定(携帯用)
		サーモフィッシャーサイエンティフィック社 RadEye-B20	α線β線 γ線X線	12	隊員や資機材の表面被ばく線量を測定	活動隊員 資機材	表面被ばく線量を測定(携帯用)
4	保健衛生部	アロカ社GMサーベイメータ TGS-121	β線γ線	1	測定対象物質の表面放射線測定	試験所所有分析機器	表面線量測定法
		アロカ社製NaIシンチレーションサーベイメータ	γ線	1	岐阜市中央卸売市場に流通する農産物の食品モニタリング	原子力災害発生時等に、岐阜市中央卸売市場から収去した農産物	緊急時における食品の放射能測定マニュアル(厚生労働省)などによる
		セイコー製ゲルマニウム半導体γ線スペクトロメトリー	γ線	1	食品等の放射性物質測定	食品等	
5	上下水道事業部	日立アロカメディカル㈱ NaIシンチレーションサーベイメータ TCS-172B	γ線	1	測定対象物質の表面放射線量測定	りん酸肥料、処理灰	表面線量測定法
6	薬科大学	ALOKATGS-121	β線γ線	1	管理区域内外の汚染検査 並び学生実習	管理区域内外の実験器具 学生実習に用いる密封線源	表面汚染を検知。 携帯型で該当場所にて使用
		ALOKATGS-136	β線γ線	2			
		ALOKATCS-151	γ線	1			
		ALOKA ICS-311	γ線	2			
		ALOKATCS-163	γ線	1			
		ALOKAPDM－112	γ線	3	管理区域内の外部被ばく測定	管理区域内に一時的に立ち入る者	指定された部位に装着する。
		ALOKA TCD－105	β線γ線	5	学生実習	密封線源並びに試薬	線源を付属の鉛製スタンドにセットし測定。
		HORIBA PA-1100 RADI	γ線	3	学生実習	空間(環境放射線)	空間線量率を測定
7	市民病院	GM管形式:NHJ110富士電機	β線γ線	1	RI室における空間線量測定	RI室の空間	空間線量測定
		GM管 形式:TGS-146 日立	β線γ線	2	被ばく者の表面汚染測定 RI室における空間線量測定 RI室における表面汚染測定	被ばく者 RI室の空間 RI室の壁や地面	表面汚染測定 空間線量測定
		個人被ばく線量計 形式:Dose-I 富士電機	X線γ線	5	放射線業務従事者の 外部被ばく線量測定	放射線業務従事者	外部被ばく線量測定(携帯用)
		個人被ばく線量計 形式:PDM-112 ALOKA	X線γ線	2	放射線業務従事者の 外部被ばく線量測定	放射線業務従事者	外部被ばく線量測定(携帯用)
		GM管式:RadEye-B20ER Thermo SCIENTIC㈱	αβ線 γ線 X線	3	災害医療活動隊員や資器材の表面被ばく線量測定	災害医療活動隊員資器材	表面汚染測定(携帯用)
		個人被ばく線量計 形式:EPD-G ThermoFisher Scientific㈱	γ線 X線	12	災害医療活動隊員の 外部被ばく線量測定	災害医療活動隊員	外部被ばく線量測定(携帯用)
		電離箱:キュリーメータ IGC-8	βγ線	1	RI投与量測定	放射線医薬品	放射能測定
		電離箱 形式:ICS-323C 日立	γ線 X線	1	RI室における空間線量測定	RI室の空間	空間線量測定
		NaI(TI)シンチレーション 形式:TCS-1172 日立	γ線 X線	1	RI室における空間線量測定	RI室の空間	空間線量測定
		個人被ばく線量計 形式:PDM-127B-SZ 日立	γ線 X線	2	RI室における空間線量測定	RI室の空間	外部被ばく線量測定(携帯用)
8	都市防災部 (教育施設) (保育所、恵光学園)	PA-1000型 環境放射線モニター	γ線	160	施設付近の安全管理	空間	空間線量率両用 (携帯型)
		富士電機 警報付個人線量計DOSEi-γ	γ線	57	職員個人の被ばく線量測定	活動職員	個人被ばく線量を測定 (携帯型)
計				436			

資料　2

測定場所一覧（平常時のモニタリング）

	測定箇所	所在地	備　考
1	岐阜小学校	岐阜市大工町 1 番地	
2	明郷小学校	岐阜市本郷町 3 丁目 1 番地	
3	徹明さくら小学校	岐阜市木ノ本町 1 丁目 18 番地	
4	白山小学校	岐阜市白山町 2 丁目 1 番地 1	
5	梅林小学校	岐阜市金竜町 6 丁目 6 番地	
6	華陽小学校	岐阜市華陽 5 番 1 号	
7	本荘小学校	岐阜市此花町 6 丁目 29 番地	
8	日野小学校	岐阜市日野北 1 丁目 4 番 1 号	
9	長良小学校	岐阜市長良 259 番地	
10	島小学校	岐阜市北島 7 丁目 6 番地 12 号	
11	三里小学校	岐阜市六条北 2 丁目 5 番 1 号	
12	鷺山小学校	岐阜市鷺山 62 番地	
13	加納小学校	岐阜市加納西丸町 1 丁目 73 番地 2	
14	加納西小学校	岐阜市加納高柳町 1 丁目 1 番地	
15	則武小学校	岐阜市則武 209 番地 2	
16	長森南小学校	岐阜市切通 5 丁目 12 番 1 号	
17	長森北小学校	岐阜市野一色 3 丁目 1 番 3 号	
18	常磐小学校	岐阜市上土居 838 番地	
19	木田小学校	岐阜市木田 2 丁目 173 番地	
20	岩野田小学校	岐阜市粟野西 2 丁目 33 番地	
21	黒野小学校	岐阜市古市場 20 番地 1	
22	方県小学校	岐阜市安食 3 丁目 115	
23	茜部小学校	岐阜市茜部新所 4 丁目 91 番地 3	
24	鶉小学校	岐阜市中鶉 4 丁目 189 番地 1	
25	七郷小学校	岐阜市西改田字川向 94 番地 1	
26	西郷小学校	岐阜市中西郷 4 丁目 261 番地	
27	市橋小学校	岐阜市市橋 6 丁目 6 番 28 号	
28	岩小学校	岐阜市岩滝西 1 丁目 612 番地	
29	鏡島小学校	岐阜市鏡島西 2 丁目 2 番 1 号	
30	厚見小学校	岐阜市上川手 198 番地 5	
31	長良西小学校	岐阜市千代田町 2 丁目 1 番地	
32	早田小学校	岐阜市学園町 2 丁目 35 番地	
33	且格小学校	岐阜市日置江 1859 番地 1	
34	芥見小学校	岐阜市芥見 2 丁目 213 番地	

35	合渡小学校	岐阜市寺田 1 番地 1	
36	三輪南小学校	岐阜市太郎丸 1034 番地	
37	三輪北小学校	岐阜市北野東 356 番地	
38	網代小学校	岐阜市秋沢 2 丁目 156 番地 1	
39	城西小学校	岐阜市則武西 1 丁目 8 番 1 号	
40	藍川小学校	岐阜市加野 3 丁目 3 番 5 号	
41	長良東小学校	岐阜市長良真生町 3 丁目 9 番地	
42	長森西小学校	岐阜市北一色 5 丁目 5 番 1 号	
43	芥見東小学校	岐阜市大洞桜台 1 丁目 2 番地	
44	岩野田北小学校	岐阜市粟野東 2 丁目 33 番地 3	
45	長森東小学校	岐阜市水海道 2 丁目 10 番 1 号	
46	柳津小学校	岐阜市柳津丸野 1 丁目 1 番地	
47	岐阜中央中学校	岐阜市京町 3 丁目 19 番地	
48	岐阜清流中学校	岐阜市早田 1901 番地 18	
49	本荘中学校	岐阜市雲雀ヶ丘 1 番地	
50	梅林中学校	岐阜市九重町 3 丁目 8 番地	
51	加納中学校	岐阜市加納舟田町 9 番地	
52	長森中学校	岐阜市野一色 4 丁目 11 番 1 号	
53	長良中学校	岐阜市長良福光 2070 番地	
54	島中学校	岐阜市則武西 1 丁目 8 番 2 号	
55	岩野田中学校	岐阜市粟野西 5 丁目 817 番地	
56	精華中学校	岐阜市鏡島精華 1 丁目 11 番 27 号	
57	藍川中学校	岐阜市芥見 4 丁目 157 番地	
58	三輪中学校	岐阜市石原 1 丁目 12 番地	
59	岐北中学校	岐阜市御望 971 番地 1 の 2	
60	厚見中学校	岐阜市上川手 262 番地 1	
61	青山中学校	岐阜市下土居 541 番地	
62	陽南中学校	岐阜市六条東 1 丁目 1 番 1 号	
63	藍川東中学校	岐阜市大洞紅葉が丘 6 丁目 22 番地 3	
64	岐阜西中学校	岐阜市川部 3 丁目 30 番地	
65	藍川北中学校	岐阜市加野 2 丁目 23 番 1 号	
66	長森南中学校	岐阜市切通 2 丁目 11 番 1 号	
67	東長良中学校	岐阜市長良真生町 3 丁目 27 番地 4	
68	境川中学校	岐阜市柳津町上佐波東 3 丁目 70 番地	
69	草潤中学校	岐阜市金宝町 4 丁目 1	
70	岐阜特別支援学校	岐阜市小西郷 3 丁目 120 番地 2	
71	加納幼稚園	岐阜市加納東丸町 2 丁目 9 番地 1	
72	岐阜東幼稚園	岐阜市水海道 1 丁目 16 番 13 号	

73	恵光学園	岐阜市長良東 3 丁目 93	
74	第二・第三恵光	岐阜市西島町 4-24	
75	京町保育所	京町 2 丁目 11 番地	
76	島保育所	北島 7 丁目 6 番 2 号	
77	鷺山保育所	下土居 2 丁目 9 番 12 号	
78	長森南保育所	蔵前 4 丁目 3 番 15 号	
79	長森北保育所	野一色 4 丁目 11 番 5 号	
80	木田保育所	木田 495 番地 1	
81	あかね保育所	茜部寺屋敷 3 丁目 49 番地	
82	西郷保育所	中西郷 5 丁目 51 番地 2	
83	市橋保育所	今嶺 2 丁目 10 番 16 号	
84	網代保育所	秋沢 2 丁目 170 番地 1	
85	三輪南保育所	石原 3 丁目 220 番地 1	
86	あいかわ保育所	加野６丁目２６番１３号	
87	三輪北保育所	北野東 345 番地	
88	黒野保育所	古市場 20 番地 1	
89	岐阜市役所庁舎	岐阜市司町４０番地 1	
90	岐阜薬科大学	三田洞キャンパス（三田洞東５丁目 6-1）	放射性同位元素研究施設
91	岐阜中消防署	岐阜市美江寺町 2 丁目 9 番地	
92	岐阜南消防署	岐阜市茜部本郷 1 丁目 12 番地	
93	岐阜北消防署	岐阜市鷺山 1769 番地の 496	
94	鏡岩水源地	鏡岩 408－2	

小学校 46 か所、中学校 23 か所、特別支援学校 1 か所、幼稚園 2 か所、保育所 14 か所、恵光学園等 2 か所、水源地 1 か所、その他 5 か所の合計 94 か所

岐阜市モニタリング計画の概要（総括）

資料　3

担当部局	環境部	教育委員会等	岐阜薬科大学	保健衛生部	保健衛生部、教育委員会	上下水道事業部	環境部
測定対象	大気			市内流通食品	給食用食材	水道水	一般廃棄物（異常時）
測定目的	平常値の把握（緊急対応） 全国的に自然放射線量が高いと言われる本市の平常時の状況を市民に知らせるとともに、近県の原子力発電所事故等が発生した際の対応の判断材料として測定する。			食品規格検査 市民の「食の安全」、「給食の安全」に対する情報として、流通食材（給食食材を含む）の放射線量を測定、公表する。		水道水の安全 市民が最も口にする水道水の安全のため、伏流水を水源とする鏡岩水源系統の放射能を測定、公表する。	一般廃棄物の安全な処分 近県で原子力災害等が発生するなど、異常時（市が非常体制を取った時）に、市内の一般廃棄物の処理（焼却灰）に制限がかかることから、安全な処理を目的に測定を実施する。
測定方法	測定点　岐阜市役所庁舎 地上1m 1回／月 （測定点で5度の測定を実施　その平均を測定値とする）	市内88か所（教育施設等） 地上1m 1回／月 （目標：各測定点で3度の測定を実施　その平均を測定値とする）	岐阜薬科大学三田洞キャンパス 地上1m 1回／月 （測定回数、方法などは状況に応じて対応）	2検体／回 （4回／年） （原則：2,000秒間測定を1回実施） （「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」及び、「食品中の放射性物質の試験法について」による）	3検体／隔月 （6回／年）	2回／年（鏡岩水源地） （「水道水等の放射能測定マニュアル」（平成23年10月12日厚生労働省健康局水道課）による）	＜ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場周辺大気＞ 地上1m　（6度測定の平均値） 近県で原子力災害等が発生した場合に測定
測定機器	NaI(Tl)ｼﾝﾁﾚｰｼｮﾝｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ	環境放射線ﾓﾆﾀｰ	NaI(Tl)ｼﾝﾁﾚｰｼｮﾝｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ	ｹﾞﾙﾏﾆｳﾑ半導体検出器		ｹﾞﾙﾏﾆｳﾑ半導体検出器	大気測定：　NaI(Tl)ｼﾝﾁﾚｰｼｮﾝｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ 焼却灰測定：　ｹﾞﾙﾏﾆｳﾑ半導体検出器
指標値	原子力防災アドバイザーの意見を参考に、 「過去の測定値の平均値＋（5×標準偏差）」を採用 過去の測定値の平均値＋（5×標準偏差） （ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄﾊﾟｰｱﾜｰ）			食品衛生法の基準値 （H24.4.1以降の基準。（）内はそれ以前の基準） 一般食品　100Bq／kg 乳児用食品　50Bq／kg 牛　乳　50Bq／kg 飲料水　10Bq／kg （野菜・穀類・肉等500Bq／kg） （牛乳・乳製品　200Bq／kg） （飲料水　200Bq／kg） （ﾍﾞｸﾚﾙﾊﾟｰｷﾛｸﾞﾗﾑ）		「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（厚労省通知） 水道水中の指標値（管理）目標値 10Bq／kg	＜大気＞ 0.23μSv／h　（国の除染基準に準ずる） ＜焼却灰＞ 8,000Bq／kg （参照：「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準」：H24.4.17環境省告示）
公表方法	ホームページ 測定点での実測値を公表	ホームページ 全体の平均値を公表	ホームページ 異常値が出た場合	ホームページ 品目、産地、食品区分、 測定値及び検出下限値（実測値を表示）		ホームページ 水源地、水源種、測定値及び 検出下限値（実測値を表示）	ホームページ 状況により
公表の時期	測定次第	測定値の集計後（毎月1回）	測定次第	測定次第		測定次第	状況により
異常値対応	測定値が指標値（過去の測定値の平均値＋（5×標準偏差））を超えた場合			測定値が指標値（食品衛生法の基準値）を超えた場合		測定値が指標値を超えた場合 （管理目標値10Bq/kg）	近県で原発事故等が発生し、市が非常体制に移行する場合又は指標値を超えた場合
	①都市防災部における情報の一元化（異常値が測定された時には都市防災部に連絡）※都市防災部に連絡後それぞれが連携して次のような対応を行う。						
	②測定値、異常値範囲等の特定（再測定）			②食品衛生法違反措置　（不良食品回収に係るマニュアルに準じ、国、県への報告、回収措置に伴う広報の実施等）		②原因究明（再検査）を実施し、国、県等に連絡し他の水源系統の検査の必要性について協議	②測定値、異常値範囲等の特定（再測定）
	③地域防災計画に定める活動体制のもと、専門家、国、県等と協議のうえ広報を実施するとともに、マスク着用、立入禁止措置、除染等の必要な措置を実施			③必要な場合保護者説明会、献立変更等を実施する。		③検査体制を強化のうえ継続実施	③専門家、国、県等と協議のうえ測定値毎の焼却灰処置・管理の実施
						④専門家、国、県等と協議のうえ、必要な場合には摂取制限（広報実施）、該当水源系統からの取水制限等を実施する（給水車による臨時給水の実施）	

ホームページ公表方法（イメージ図）

資料　4

1　岐阜市HP　トップページ

トピックス　「岐阜市は放射線測定を実施しております。」

→ リンク

2　岐阜市の放射線測定結果（概要）ページ

〇地域防災計画規定の放射線モニタリング体制の説明
〇測定の概要　（測定種別毎に説明）

・大気

①測定方法（検査機器・検査項目等）

②測定場所
ア．岐阜市役所庁舎
1回／月　測定　**測定値はこちら※1**

イ．小中学校、幼稚園、保育所等
88か所　1回／月　測定（平均値）　**測定値はこちら※2**

・食品

①測定方法（検査機器・検査項目等）

②指標値　一般食品　100Bq／kg
乳児用食品　50Bq／kg
牛乳　50Bq／kg
飲料水　10Bq／kg
※詳細説明を記載

③指標値を超えた場合の対応について

④測定対象
ア．市内流通食品
2検体／回（4回／年）　測定　**測定値はこちら※3**
イ．給食用食材
3検体／隔月　測定

・水道水
①測定方法（検査機器・検査項目等）

②指標値
セシウム　10Bq／kg

③指標値を超えた場合の対応について

④測定場所
鏡岩水源地　2回／年

測定値はこちら※4

3　岐阜市の放射線測定結果（詳細）ページ

測定値公表ページ　※1

測定点における
・測定場所
・測定値（実測値）
・過去の測定結果

（環境保全課）

測定値公表ページ　※2

88か所の平均値
・過去の測定結果（月毎の平均値）
・測定機器の誤差について明記
・岐阜市が全国に比べ自然放射線が多い地域であることを明記
〈リンク〉
岐阜県測定値公表ページ
（学校給食課）

測定値公表ページ　※3

検体毎の測定結果
・検体種別
・産地等
・測定値（実測値）
・測定下限値（実測値）
・過去の測定結果

（食品衛生課）

測定値公表ページ　※4

検体毎の測定結果
・測定日（採水日）
・水源系統、水源種別等
・測定値（実測値）
・測定下限値（実測値）
・過去の測定結果

（上下水道事業部）

放射線対応マニュアル（都市防災部、各教育施設等管理者）

1　平常時のモニタリング（大気）

（1）　測定方法について

各機器の取扱説明に従い測定するが、以下の点に注意すること。

・建築物や樹木から十分な距離をとり測定する。

・毎回、出来る限り同一の時間、ポイントで実施する。

・地表からの距離（1m）を確実に確保する。

（2）　指標数値について

当該地点の過去の測定値の平均値＋（標準偏差×５）を指標値とする。

※原子力防災アドバイザーとの協議に基づく。

（3）　測定機器

環境放射線モニター（PA-1000 型）

（4）　今後について

今後、指標値については、各地点でのデータの状況により、専門家の意見を参考に変更することもある。

2　緊急時のモニタリングについて

地域防災計画に規定されている、原子力発電所等で事故が発生し、又は岐阜市内において平常時を大きく上回る放射線量が測定された場合などに実施する、緊急モニタリングは以下のとおりとする。

（1）　都市防災部

ア　教育委員会及び福祉部等を通じ、小中学校、幼稚園、保育所等の放射線測定機器設置施設に緊急モニタリングを実施するよう連絡する。

イ　緊急モニタリングの結果が指標値を超えた場合、環境部に連絡し、シンチレーションサーベイメータにより再検査を実施する。

ウ　再検査の結果、測定地点の空間放射線量が指標値を上回っていることが認められた際は、岐阜市原子力防災アドバイザーに助言を求め、マスク等の着用を指示するとともに県に連絡し、原因の究明及び屋内退避広報等、必要な措置を講ずる。

エ　空間放射線量が１mSv/h を超える場合は、文部科学省等に連絡し、必要な対策について協議する。

（2）　各教育施設等管理者

ア　都市防災部から緊急モニタリングの実施について連絡を受けた場合、指示された地点での測定に加え、測定時期及び測定場所を増やし、モニタリング体制を強化する。

イ　本市のモニタリング値及び岐阜県モニタリングポストの測定値等を総合的に

勘案し、異常が認められた場合、関係部局に報告するとともに、連携した対応について協議する。

3　公表について

関係部局と連携を図り適宜公表する。

放射線対応マニュアル（環境部（大気関係））

1　放射線モニタリング

(1)平常時

ア　測定時期

毎月１回

イ　測定場所

岐阜市役所庁舎

ウ　測定対象

地上１ｍの高さにおける空間放射線量率

エ　測定機器

NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ TCS-172B：日立アロカメディカル㈱

(2)緊急時

国又は県から原発事故の情報発信等があった場合、若しくは本市の指標値を超える値が測定された場合、都市防災部等と協議のうえ、測定時期、測定場所を変更して測定を行う。

(3)その他

岐阜県内のモニタリングポストの測定データから、測定者の健康に被害が及ぶような高い放射線量が測定される場合には、市内の測定の実施について慎重に判断する。

2　公表について

関係部局と連携を図り適宜公表する。

放射線対応マニュアル（岐阜薬科大学）

1　放射線モニタリング

（1）　平常時

ア　測定時期

毎月１回

イ　測定場所

岐阜薬科大学三田洞キャンパス本学放射性同位元素研究施設境界付近

ウ　測定対象

地上１ｍの高さにおける空間放射線量率

エ　測定機器

シンチレーションサーベイメータ TCS-151：㈱日立アロカメディエンス製

測定は、岐阜薬科大学三田洞キャンパスＲＩ施設管理業務委託の業者が行う。

（令和３年度㈱千代田テクノル）モニタリング結果については、同研究施設にて放射線取扱主任者が保管管理を行う。年に一度を目処に、放射線管理点検委員会にて、その状況を報告する。

（2）　緊急時

都市防災部に連絡するとともに、放射性同位元素研究施設長の指示のもと、緊急モニタリングとして TCS-151 および ICS-311（電離箱式サーベイメーター）にて大気中の放射線量を測定する。測定回数、方法などは状況に応じて対応する。

<異常値への対応>

ア　0.23 μSv/h 以上の数値を確認した場合、放射線管理点検委員会にて対応を協議し、適切な処置を取る。

イ　年間１mSv 以上の余剰被ばくの恐れがある場合、関係省庁に報告し、対応を協議する。

2　公表について

異常値が出た場合は薬科大学ホームページで公表する。

放射線対応マニュアル（学校給食課）
学校給食の放射性物質検査について

1　検査の目的

学校給食については、市場に流通している食材は安全な食材として学校給食に使用しているが、更に安全性を確認するため、岐阜市で実施する食品衛生法による食品の規格検査における、学校給食に使用する食材の検査を、食品衛生課に依頼し、安全・安心な学校給食の提供に努める。

2　対象

（1）検査対象

児童生徒に実際に提供する給食用食材を、市が実施する食品の規格検査の１検体として検査する。

（2）時期及び検体数

①牛乳　　１検体／年２回実施
②その他食材　　３検体／隔月
（牛乳の検査を実施する月は２検体とする。産地や使用頻度等を考慮して選択する。）

3　検査までの流れ

（1）給食用食材（牛乳）

検査する食材を提供月の前月末に岐阜市学校給食会へ検査用として納品し、保健所食品衛生課が検査を実施する。

※岐阜市に納入している、２業者の牛乳を交互に検査する。

（2）給食用食材（使用食材）

使用予定食材から検査する食材を選択し、提供月の前月末に岐阜市学校給食会へ検査用として納品し、保健所食品衛生課が検査を実施する。

4　検査結果

検査結果については、岐阜市ホームページに公表する。
岐阜市が実施する各種放射性物質測定結果の中で公表する。
公表項目：品目、産地、種別、測定値、検出下限値、過去の測定結果

放射線対応マニュアル（衛生試験所）

1　放射線モニタリング

（1）　平常時

一般依頼及び行政依頼に基づく検体の測定を行う

ア　検査受付日

月・火・水

（機器メンテナンス実施のため、上記以外の曜日に検査が必要な場合は要協議）

イ　検体提出場所

衛生試験所

ウ　測定対象

食品・飲料水

エ　測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 GEM-25-70：セイコー・イージーアンドジー(株)社製

オ　検査項目

放射性物質　・放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）

・放射性セシウム（Cs-134,Cs-137）

（2）　緊急時

「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」（H14.5.9 厚生労働省通知）により対応する。

2　公表

（1）　行政検査　検査を依頼した部署にて対応

（2）　一般依頼　原則非公開。依頼者に対しては、所轄の保健所等に相談するよう指導

放射線対応マニュアル（保健所食品衛生課）

1　放射線モニタリング

（1）　平常時

ア　測定時期

市内流通食品　2 検体／回（年 4 回実施）

給食使用食材　3 検体／隔月

イ　測定場所

衛生試験所 1 階　放射線測定室

ウ　測定対象

・場所（採取）　市内食品販売業者等

・対象　市内流通食品及び給食使用食材

エ　測定機器

GEM-25-70　CFG-SV-70　DWR-30：セイコー・イージーアンドジー(株)社製

（ゲルマニウム半導体検出器）

（2）　緊急時

ア　状況に応じ、国の指示等を踏まえて都市防災部その他関係する部署と協議し、必要に応じ、モニタリングを強化する。

イ　指標値を超える値（異常値）が検出された場合、食品衛生法による法違反食品に対する措置をとり、モニタリングを強化する。

2　公表について

岐阜市ホームページで公表する。

水道水放射能対応マニュアル

1　検査対象

鏡岩水源（原水）

2　検査頻度

年２回実施とするも、国及び県の動向、他都市の放射能検査結果等により検査頻度を変更する。

3　検査方法

ゲルマニウム半導体検出器を用いるガンマ線スペクトロメトリーによる放射能測定「水道水等の放射能測定マニュアル」（平成 23 年 10 月 12 日付け厚生労働省健康局水道課）による

4　放射能測定の手順

水質管理課職員が採水日前月までに採水日を決定し、岐阜市衛生試験所に検査を依頼する。

３Ｌのポリ容器で採水した検体を岐阜市衛生試験所に午前中に搬入する。

採水箇所は、鏡岩水源地管理棟監視室で行う。

5　異常値及び緊急時の対応

放射線セシウムの濃度が水道水中の管理目標値10Bq/kgを超過した場合は、協議の上、国、岐阜県等に連絡し、連携して原因を究明し、適切に対応する。

国、県又は市関係部局から放射性物質漏洩事故の情報発信があった場合、都市防災部等と協議の上、放射能検査を行う。

6　測定結果の公表

検査結果は、上下水道事業部ホームページ上で速やかに公表する。

放射線対応マニュアル（環境部（廃棄物等関係））

<放射線モニタリング>

核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合、又は近県の原子力事業所において異常な事象が発生した場合において、本市が原子力災害対策として非常体制を確立した場合又は大気中の空間線量率に増加傾向がみられるなどの事態が生じた時等に、ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の周辺環境の状況を把握するために空間線量率の測定を行う。

なお、以下の測定方法は「廃棄物関係ガイドライン　第五部　放射能濃度等測定方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月第 2 版　環境省）に基づく。

1　ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の周辺の空間線量率の測定を実施する。

NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータを用いる。

ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の敷地境界付近において地上 1m地点で空間線量率を測定する。バックグラウンドデータとして測定した平常時の空間線量率より有意に高くなるものがないことを確認する。

2　ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の空間線量率を測定し、平常時の空間線量率より有意に高いことが確認された場合、以下の測定を実施する。

（1）焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度の測定

分析機関にて焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度を測定する。

測定方法は文部科学省放射能測定法シリーズ 7「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」（令和 2 年改訂）に準じて行う。

（2）測定後の廃棄物の処理方法は「廃棄物関係ガイドライン　第一部　除染状況調査方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月第 2 版　環境省）及び「廃棄物関係ガイドライン第三部　指定廃棄物関係ガイドライン」（平成 25 年 3 月第 2 版　環境省）に基づき、以下のとおりとする。

ア　焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度が 8,000Bq/kg を超過した場合、放射線を遮蔽する措置を講じ、一時的な保管をする。

イ　焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物最終処分場に埋立て処分を行うことが可能。

3　焼却灰（飛灰・主灰・不燃残渣）の放射能濃度の測定結果は、都市防災部に情報を提供するとともに市ホームページ等で公表する。

放射線対応マニュアル（消防本部）

1　放射線モニタリング

（1）　平常時

ア　測定時期

定期的測定は行なわず、資機材取扱い訓練の際に測定値を把握

イ　測定場所

中消防署、南消防署及び北消防署

ウ　測定対象

地上１ｍの高さにおける空間放射線量率

エ　測定機器

ＨＯＲＩＢＡ　ＰＡ―１０００　ＲＡＤＩ

（2）　緊急時

ア　　他部が行う平常時のモニタリングにおいて、指標値を超えた場合は、都市防災部からの連絡により、中消防署、南消防署及び北消防署において空間線量のモニタリングを実施し、その結果を都市防災部に報告する。

なお、モニタリングの回数にあっては都市防災部の指示による。

イ　　原子力災害及び事故が発生した場合においても、ア．と同様に、中消防署、南消防署及び北消防署において空間線量のモニタリングを実施し、その結果を都市防災部に報告し、都市防災部の指示により必要な措置を講ずる。

ウ　測定機器

中署　ＨＯＲＩＢＡ　ＰＡ―１０００　ＲＡＤＩ

南署　ＨＯＲＩＢＡ　ＰＡ―１０００　ＲＡＤＩ

北署　ＨＯＲＩＢＡ　ＰＡ―１０００　ＲＡＤＩ

（3）　各モニタリング結果の取りまとめ及び都市防災部との連絡調整は消防本部消防課にて実施する。

3　公表

（1）　平常時においては訓練による数値把握にとどめ、公表しない。

（2）　異常値については、都市防災部の取りまとめにより一元的に公表する。

する。

4　異常時における消防活動指針

放射線に関する災害が発生し、人命危険及び被害が拡大するおそれがある場合は、「スタートＲ１１９消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識」（平成 23 年 3 月総務省消防庁）による下表の被ばく線量限度超えない範囲において、所有する資機材を活用して人命救助活動及び被害拡大防止活動を実施する。

なお、人命救助活動等及び隊員の安全管理については、ＮＢＣ災害活動要領（岐阜市消防本部）に基づく。

区　分	被ばく線量限度
通常の消防活動	10msv
人命救助等の緊急活動時	100 msv
繰り返し活動を行う場合	決められた５年間の線量が 100 msv